スポーツ活動中、もしもの事故やケガのときは…

ジュニスポ補償制度のご案内

本制度ご加入団体へ在籍の方は、以下の一般社団法人ジュニアスポーツライフネットワーク「ジュニスポ補償」が適用されます。おケガ等で通入院が必要となった場合は、速やかにジュニアスポーツライフネットワーク事務局までご連絡ください。

［補償内容］

安全補償制度

スポーツ活動に伴う様々なリスクに備える補償制度です

このような場合に補償します：活動中の事故／天災事故／賠償金補償サービス

ジュニアスポーツライフネットワーク福利厚生規定第10より抜粋

事案毎の補償金額は

①活動参加者が原因から180日以内に死亡した場合、最高1000万円

②活動参加者に原因から180日以内に後遺障害あるいはそれに準じる結果が残存した場合、後遺障害の程度等に応じて、最高1000万円

③活動参加者が入院した場合、原因から180日以内のもの　最長60日間、日額4000円

④活動参加者が通院した場合、原因から180日以内のもの　最長7日間、日額1500円

※お支払い額は医療機関にかかった日数×1500円となります。

［賠償金補償サービス］

①対人補償1名：1億円、1事故につき最高5億円　②対物補償1事故につき最高5000万円

◆補償額について

災害補償サービス				賠償金補償サービス	
ケガ等による死亡	後遺障害	入院日額	通院日額	賠償（免責：0円）	
				対人	対物
1,000万円	最高1,000万円	4,000円	1,500円 ※ギプス等、器具の装着期間は補償対象外	1名：1億円、 1事故：5億円	1事故 5,000万円

［対象事例］

◇活動時（練習や試合など）のお怪我

・試合時の接触プレーで転倒した際に手首を骨折してしまった。

◇天災事故によるお怪我

・地震の揺れによって落ちてきた物が当たり、負傷した。

◇活動場所⇔自宅の往復時のお怪我

・自転車を使用して練習会場へ向かう道中に転倒し、腕を骨折した。

◇特定疾病（※）にかかった場合

・練習時に熱中症になってしまい、病院を受診した。

※特定疾病… 心筋梗塞や心不全等の急性心疾患、くも膜下出血や脳内出血等の急性脳疾患、気胸や過換気症候群等の急性呼吸器疾患、細菌性食中毒、日射病や熱射病等の熱中症、低体温症、脱水症

◇活動中に起こった物損事故（第三者の所有物に限る）

・野球の練習中に打ったボールがフェンスを越えて民家の窓ガラスを破損してしまった。

・チームの活動場所（練習や試合など）としている施設等の破損は補償金額上限が3万円までとなります。

［対象外事例］

◇受傷の起因が明確とならないお怪我

・練習時、足に痛みを感じ受診したところ疲労骨折と診断。

※野球肩、野球肘、テニス肘、疲労骨折、シーバー病、関節ねずみ、タナ障害、オスグット病、椎間板ヘルニア、グロインペイン症候群、シンスプリント、インピンジメント症候群、TFCC損傷、靴ずれ、成長痛など、その他の炎症もスポーツ等を継続してきた（オーバーユース）結果として発症している症状は補償の対象とはなりません。

※急激・偶然・外来の要件を満たさないスポーツ特有の障害

◇クラブ関係者（指導者・選手・保護者・親族）が所有する物に対する物損事故

・サッカーの練習中に蹴ったボールが顔に当たり、眼鏡が壊れてしまった。

・会場に隣接する駐車場に停車していた保護者の車にボールが当たり、車体がへこんでしまった。

※物損事故に関しては、あくまでも第三者（クラブとは無関係の方）が所有している物に損害を与え、賠償責任が生じた場合のみ対象となります。

注意事項： 各種申請は、事故発生日より180日以内の申請が必要です。180日以内に申請をいただいた案件は、補償期間中（事故発生日より1年未満）に完了報告_請求申請のお手続きをお願いいたします。

※申請期限を過ぎてしまってからのお申し出につきましては、原則として受付ができかねますため、予めご了承くださますようお願い申し上げます。

［ご請求方法］

おケガ等で通入院が必要となった場合には、ホームページより速やかに事務局までご連絡ください。

ホームページ：https://stgp.jp/js/

［ご連絡先］

一般社団法人ジュニアスポーツライフネットワーク事務局　［受付時間］10：00～17：00　月～金（平日は除く）

TEL：0120-19-3704　　FAX：045-383-8291　　MAIL：info_js@stgp.jp